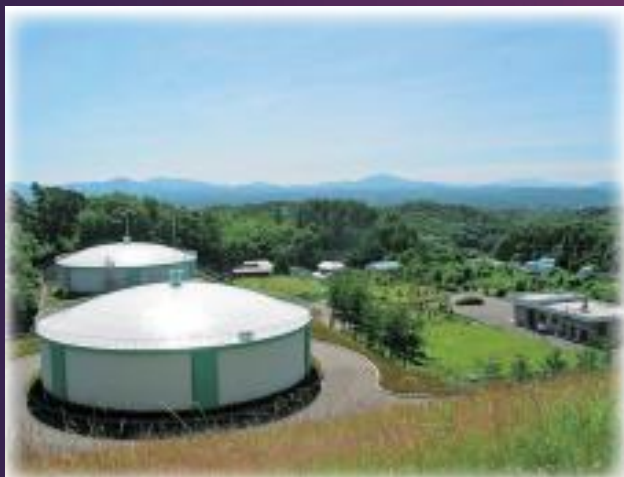


# 水道料金の統一に向けた 料金改定について



令和5年1月17日 二本松市水道審議会

# 本日の審議会

- ▶ 第1回審議会 R4/ 7/ 4 委嘱状交付
- ▶ 第2回審議会 R4/ 9/28 水道施設現地視察
- ▶ 第3回審議会 R4/11/10 諮問「水道料金の統一に向けた料金改定」  
➡ 概況、経緯、現状、料金改定・統一の必要性の確認
- ▶ **第4回審議会 R5/ 1/17 審議「課題と料金改定の必要性」**

## 以降の審議会（案）

- ▶ 第5回審議会 R5/ 2/ \_\_ 水道料金体系の統一案
- ▶ 第6回審議会 R5/ \_/ \_\_ 水道料金改定の素案
- ▶ 第7回審議会 R5/ \_/ \_\_ 答申書案

# 水道事業の運営と水道料金

二本松市水道事業は、住民の福祉増進を目的として経営する地方公営企業であり、「独立採算」  
で経営されており、企業としての経済性が求められている。

## 水道事業の特色

住民福祉の増進  
経済性の発揮



公営企業の経営

公共性

- 日常生活に必要不可欠なサービスを提供  
➔ 水道サービスの不断必需性

地域独占性

- 膨大な固定設備の必要性から地域独占の傾向  
➔ 水道事業の独占経営

公共的規制  
の必要性

- 適正な水準で適正な対価により継続的なサービスの提供を実施  
➔ 住民の利益保護

# 水道事業の運営と水道料金

水道料金は、「**公正妥当**なものでなければならず、かつ、**能率的な経営**の下における**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければならない。」

(地方公営企業法第21条第2項)

## 水道料金の決定原則

### ① 公正妥当性

- 適正なサービスと料金水準
- 公平な料金体系

### ② 適正な原価

- 原価主義 [ 総括原価 (料金水準)  
個別原価 (料金体系) ]

### ③ 健全運営の確保

- 事業報酬 (資産維持費)

# 適正な料金水準の算定

## 料金水準と料金体系

<b>料金水準</b>	料金算定期間における総料金収入額 (料金として回収すべき総原価)
<b>料金体系</b>	総料金収入額を個々の水道使用者に配分する方法 (徴収すべき個別の原価)

## 基本料金と従量料金

<b>基本料金 (準備料金)</b>	使用水量の有無にかかわらず水道メーター口径や用途に応じて、水道使用者に負担してもらう料金
<b>従量料金 (水量料金)</b>	使用水量に応じて、水道使用者に負担してもらう料金

# 適正な料金水準の算定

料金水準（総括原価）の算定式



# 水道事業の課題と 料金改定の必要性 について

## 資料



# 今後の日程



第1回審議会 R4/7/4

委嘱状交付

第2回審議会 R4/9/28

水道施設現地視察

第3回審議会 R4/11/10

諮問「水道料金の統一に向けた料金改定」

第4回審議会 R5/1/17

審議「課題と料金改定の必要性」

**第5回審議会 ※次回 R5/2/\_\_**

**審議「水道料金体系の統一案」**

以降の審議会（案）

水道料金改定の素案

答申書案